

氏 名 : 深津 さよこ  
専攻分野の名称 : 博士 (教育学)  
学位記番号 : 博甲第 353 号  
学位授与年月日 : 令和 3 年 3 月 15 日  
学位授与の要件 : 学位規則第 4 条第 1 項該当 課程博士  
学位論文名 : 1 歳児の罪悪感の表出と発達過程  
—保育所保育士との相互作用を通して—  
論文審査委員 : (主査) 教授 首藤 敏元  
(副査) 教授 吉川 はる奈 教授 堀田 香織  
教授 岩田 美保 准教授 宮戸 美樹

## 学位論文要旨

### 【研究の背景】

近年、1 歳児前後における道徳的情動が注目されている。「道徳性」とは、それぞれの社会や文化に影響を受けた社会規範に、自ら従おうとする行動や心理的メカニズムのことであり、喜び、怒り、悲しみなどの基本情動がこの「道徳性」と結びつくと、罪悪感といった「道徳的情動」となる(遠藤, 2013)。Lewis(2000)の情動発達モデルによると、生後 2 歳半頃になると罪悪感(guilt)が芽生え、「罪悪感は自分自身の行為が他者を傷つけたり、社会的な基準を破ったりした時に生じる、苦痛や後悔、軽蔑、苦悩などの自分自身へのネガティブな情動である」と定義されている。そして、正しい行為への動機付けや、人間関係の維持や修復のための行動傾向とも結びつく。その背景には、人間関係の喪失の予期という不安が存在していると考えられている。

また、罪悪感の発達において社会化過程が重要であり(Hoffman,1980)、1 歳児前後における社会的な環境によってその様相が変化していく(Ferguson, & Stegge, 1995)という。従来の研究方法では、罪悪感の測定にはある程度の言語的能力や行動レパトリーが求められるため、1 歳児前後の罪悪感の測定は困難であった。しかし、最近では、研究デザインが工夫され、1 歳児前後の視線などの非言語表出を探ることで、罪悪感の芽生えを実証しようとしている。

以上の背景を踏まえ、1 歳児前後の養育環境の中で、罪悪感の萌芽がどのように表出されていくのか、また、罪悪感の発達における保育者(養育者)との相互作用の影響を明らかにすることを本研究の目的とする。

研究は大きく 3 つに分かれる。研究 1 では、1 歳児前後の子どもの罪悪感の全体的表出を、研究 2 では罪悪感の芽生えを「後ろめたさ」と定義し、特徴的な非言語表出について分析し、研究 3 では、違反行為で見られる欺きの姿に焦点を当てた。

研究 1 では、子どもたちの罪悪感の全体的姿を自然観察にて抽出し、分析した。対象は、0 歳児クラスの子ども 9 名(観察開始時の平均月齢 8.6 か月)と担任保育者 3 名であり、2010 年 5 月から 9 月の間、各 30 分間を 4 日間観察した。分析対象場面は、子どもが違反行為をした際に、

担任保育者が注意をした場面を抽出し、あわせて保育者の対応の意図をインタビューを用いて確認した。分析対象場面数は15であり、保育者の注意に対する子どもの反応についてカテゴリーと子どもに対する保育者の対応についてのカテゴリーを作成した結果、子どもは保育者を確認しながら、11か月頃に違反行為の認識をし、緊張などの罪悪感の芽生えとなる表出が現れ、さらに自分で違反行動を自己制御する姿も見られた。その後、徐々に緊張や不快情動などの表出が多様となっていた。これらは、他者の視線や情動的表出に反応しながら、自分の欲求実現とのバランスをとっていると結論づけられた。また保育者は、子どもの内的状態を読み取り、子どもに合わせた対応を随時選択していた。

研究2では、違反場面での子どもの反応と保育者の対応、その相互作用についてさらに検討することを目的とし、保育所の0歳児クラスの子ども9名(平均月齢は12.6か月)と担任保育者3名について、2017年7月から9月の週1回(計11日)、1時間を対象としてビデオ撮影を行った。なお、東京学芸大学倫理委員会(No.249)及び聖徳大学倫理委員会(NO.H29U022)にて研究の承諾を得た。全90エピソードのうち、該当エピソードは18であり、表出された「後ろめたさ」の非言語表出は「緊張」「視線回避」「保育者からの回避」「保育者を確認する姿」であった。違反時に子どもの「保育者を確認する姿」が見られたが、保育者を確認する姿そのものが、後ろめたさの表出であるということ、また、保育者の情動や意図の確認としての役割があることが明らかとなった。保育者のポジティブな対応は、多様な後ろめたさの表出に繋がり、ネガティブな対応は、保育者からの物理的回避・視線回避を示した。0・1歳児における発達段階では、保育者と子どもとの関係性が重要であり、アタッチメントを保持しつつ、子どもの気持ちに共感し、穏やかにルール伝達をしていくことが、結果として多様な罪悪感の芽生えの生起に繋がる可能性が示唆された。

最後に、研究3では、研究2でのデータを用い、生後24か月以前の欺きの先行研究が十分でない背景も踏まえ、子どもの欺きの姿と保育者の対応、その影響について明らかにすることを目的とした。欺きのエピソードとして抽出されたものは4であった。エピソードでは、子どもがルールを認識しているにもかかわらず注意されず、評価も得ず、場面が移っているものと、保育者が規範を伝達したり行為の結果に言及する対応に分かれた。違反行為に対して、「違反である」という評価を繰り返し与えることは、罪悪感生起のために重要であるが、子どもや保育者の特性によって、あえて伝達・評価をしない場合もあり、また、情動の崩れの回避をもっとも重要とする文脈もあるということが考察された。

これらの結果から、保育者のルール伝達方略によって、その後の「後ろめたさ」の表出にいくらかの差がみられたが、ここで重要なことは、保育者がいかに1歳児前後の子どもたちの発達や個人特性を把握しているかである。さらに、保育者自身の価値観や保育技術が、ルール伝達の方略に関連していることも示唆された。罪悪感の初期として位置付けた「後ろめたさ」は、この時期の子どもたちがもつ行動パターンの中でも、非言語的な視線や態度に特化したものであることが確認できた。子どもとその環境との相互作用に着目し、その時期その時期での表出や環境の特徴を把握し、分析することが重要であると考えられる。研究方法については、日常で起こりうる多様な文脈にて表出する罪悪感を分析することが自然観察も用いた結果、確認できた。

文化的背景による罪悪感の生起や発達の違い、違反文脈や相手との関係性を考慮した研究デ

サインの開発、非言語表出の捉え方、保育所と家庭との相違、保育者を欺こうとする意図、ルール伝達対象者と認識される条件、運動発達との関連、そして、謝罪や修復行動などにおける前段階の検討やそれを促す保育、保育者自身の情動コントロールについて、今後、さらに議論が活発になることが期待される。